8. 法・条例に基づく届出件数等

(

(1)	水質汚濁防止法	による特定事業場数	汝	
	括	米石	÷⊥	括

(1) 小負門周朝正因におも同足手未物類	
種 類	計
畜産農業・サービス業	1
畜産食料品製造業施設	3
水産食料品製造施設	2
小麦粉製造業施設	1
パン・菓子製造・製あん業施設	2
飲料製造業施設	1
有機質肥料製造施設	1
めん類製造業施設	22
豆腐・煮まめ製造業施設	18
冷凍調理食品製造業施設	3
紡績業・繊維製品製造業施設	20
新聞業・出版業・印刷業または製版業施設	14
無機化学工業製品製造業施設	2
発酵工業施設	1
医薬品製造業施設	4
ガラス製品製造業施設	5
生コンクリート製品製造業施設	3
砕石業施設	4
非鉄金製造業施設	1
金属製品製造業・機械器具製造業施設	7

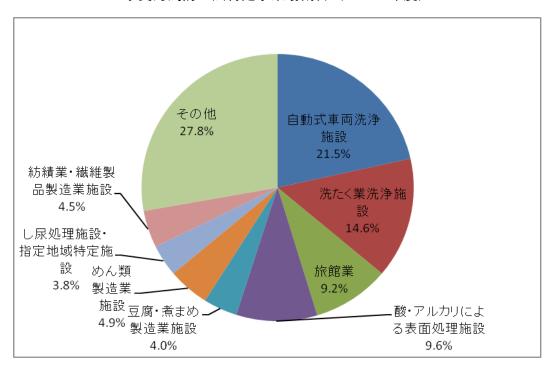
(平成28年3月31日現在)

種類	計
水道施設	1
酸・アルカリによる表面処理施設	43
電気めっき施設	4
旅館業	41
弁当仕出屋または弁当製造業	2
飲食店に設置されるちゅう房施設	7
料亭等飲食店に設置されるちゅう房施設	1
洗たく業洗浄施設	65
自動式フィルム現像洗浄施設	13
病院	11
自動車分解整備事業洗車施設	6
自動式車両洗浄施設	96
科学技術の業務の用に供する施設	29
一般廃棄物処理施設	1
産業廃棄物処理施設	1
トリクロロエチレン等による洗浄施設	4
し尿処理施設	7
下水道終末処理施設	2
指定地域特定施設(注1)	17

466 合計

(注1) …処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽

水質汚濁防止法特定事業場割合(H27年度)



(2) 水質汚濁防止法に基づく届出件数

H27 年度

種 類	件数
設 置 届	29
使 用 届	1
構造等変更届	8
廃止届	82
汚濁負荷量測定手法届	0
氏名等変更届	55
承 継 届	25

(3) 大気汚染防止法に基づく届出件数

H27 年度

		1127 +12
発生施設	設置届	10 件
ばい煙	構造等変更届	0 件
一般粉じん	廃止届	13 件
特定粉じん	承継届	0 件
揮発性有機化合物	氏名等変更届	27 件
通知(電気事業法に基づく届)		40 件
通知(ガス事業法に基づく届)		0 件
特定粉じん排出等作業実施届		23 件

ア. 大気汚染防止法に基づく施設数

(平成28年3月31日現在)

	工場	事業場
ばい煙発生施設	20	84
電気事業法に基づくばい煙発生施設	8	103
一般粉じん発生施設	10	2
特定粉じん発生施設	0	0
揮発性有機化合物排出施設	0	0

(4) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく届出件数

H27 年度

	届出件数
設置届	0
構造等変更届	1
廃止届	1
承継届	0
氏名等変更届	1

ア. 事業場数

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

	大気施設	排水施設
事業場数	16	5

(5)騒音規制法に基づく届出 各種届出件数

特定施設数

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

種類	件数
設置届	8
使用届	0
数等変更届	11
氏名等変更届	48
使用全廃届	18
承継届	4
合計	89

施設の種類	数量	施設の種類	数量
金属加工機械	781	木材加工機械	111
送風機等	2625	抄紙機	0
土石用破砕機等	78	印刷機械	395
織機	1659	合成樹脂用射出成形機	514
建設用資材製造機械	8	鋳型造型機	1
穀物用製粉機	21	合計	6193

特定建設作業の届出数

月	件数	月	件数
4 月	14	10 月	8
5 月	9	11 月	8
6 月	11	12 月	10
7月	12	1月	9
8 月	15	2 月	10
9 月	10	3 月	14
		合計	130

(6)振動規制法に基づく届出 各種届出件数

特定施設数

(平成28年3月31日現在)

種類	件数
設置届	5
使用届	0
数等変更届	9
氏名等変更届	23
使用全廃届	14
承継届	2
合計	53

施設の種類	数量
金属加工機械	1183
圧縮機	643
土石用破砕機等	81
織機	603
コンクリートブロックマシン等	0
木材加工機械	3
印刷機械	155
ゴム練用または合成樹脂練用ロール機	0
合成樹脂用射出成形機	391
鋳型造型機	1
合計	3060

特定建設作業の届出数

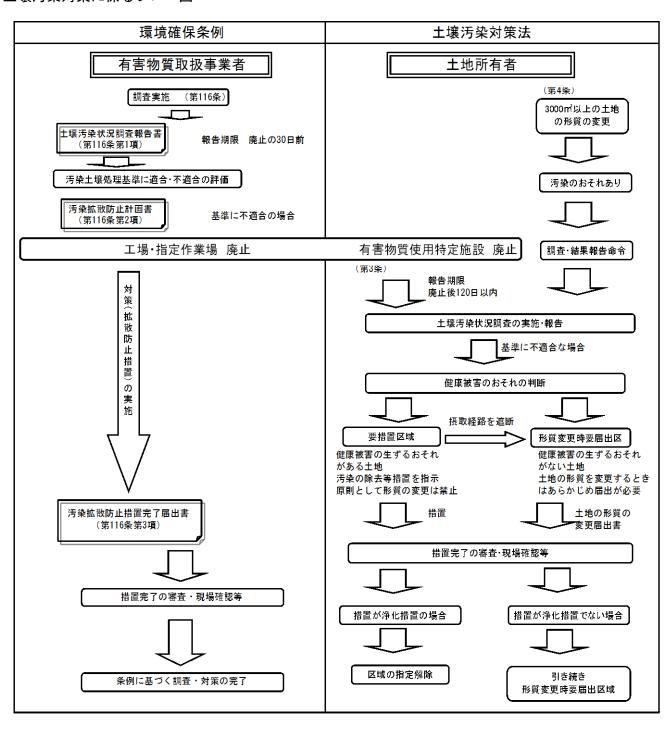
月	件数	月	件数
4 月	11	10 月	5
5月	6	11 月	7
6 月	10	12 月	6
7月	9	1 月	5
8月	12	2 月	7
9月	6	3 月	10
		合計	94

(7) 土壤污染対策調査実施件数

調査実施件数

項目	都民の健康と安全を確保する環境に 関する条例(環境確保条例)				土壌汚釒	 		
年度	条例 116 条	条例 116 条 猶予	拡散防止計画書	拡散防止 完了届	法3条	法 3 条 ただし書	法4条	法 14 条
H25	22	5	0	3	9	9	0	0
H26	19	5	0	0	4	9	0	1
H27	15	5	1	2	3	7	0	2

土壌汚染対策に係るフロー図



土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
+ r > + /	検液1Lにつき 0.01 mg以下であり、かつ、農用地において
カドミウム	は、米1kg につき 0.4 mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐(りん)	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき 0.01 mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき 0.05 mg以下であること。
7U. /71\ =	検液1Lにつき 0.01 mg以下であり、かつ、農用地(田に限
砒(ひ)素 	る。)においては、土壌1kg につき 15 mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき 0. 0005 mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
如	農用地(田に限る。)において、土壌 1 kg につき 125 mg未
 	満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき 0.02 mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき 0.002 mg以下であること。
1, 2-ジクロロエタン	検液1Lにつき 0.004 mg以下であること。
1, 1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき 0.1 mg以下であること。
シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき 0.04 mg以下であること。
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液1Lにつき 0.006 mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき 0.03 mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき 0.01 mg以下であること。
1, 3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき 0.002 mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき 0.006 mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき 0.003 mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき 0.02 mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき 0.01 mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき 0.01 mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき 0.8 mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。

(8) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく認可及び届出件数

工場設置認可及び変更認可件数の推移

種類			年度	23	24	25	26	27
設	置	認	口	8	13	17	12	12
変	更	認	可	17	17	19	28	19

工場の各種届出件数の推移

年度 種類	23	24	25	26	27
完 成 届	6	8	17	9	21
廃 止 届	35	48	79	77	74
承 継 届	13	9	23	26	14
氏名等変更届	60	53	119	101	67
事故届等	0	0	0	0	0
特定工場における公害防止 組織の整備に関する法律	4	7	8	6	10

指定作業場の各種届出件数の推移

種類		年度	23	24	25	26	27
設	置	届	13	21	27	32	24
変	更	届	21	10	19	17	15
承	継	届	28	29	7	11	17
氏 名	3 等 変	更 届	54	77	89	59	125
廃	止	届	22	22	31	21	51

適正管理化学物質使用量等報告件数

年度 種類	25	26	27	
適正管理化学物質	133	124	132	
使用量等報告提出	133	134	132	
化学物質管理方法書提出	18	46	19	

地下水揚水施設

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

区分	工場	指定作業場	その他	合計
事業場数	47	67	47	161
井戸本数	64	90	56	210